

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり取り消しました。

平成二十二年一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	株式会社楽園
事業者の住所又は主たる事務所の所在地	葛城市南花内二八八番地一
事業所の名称	株式会社楽園
事業所の所在地	葛城市南花内二八八番地一
障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護
取消年月日	平成二十一年十二月二十八日